

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VI 権利闘争

4 労働基準法研究会が再開

労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会(総合座長石川吉右衛門東大名誉教授)が再開され、八二年五月二八日に第一回会議を開いた。同研究会は二四名からなる委員をもって構成され、労働契約(第一部会)、労働時間(第二部会)、賃金(第三部会)の三部門に分かれ、一九八五年を目途に調査・研究を開始した。

労基法研究会は一九六九年に設置されて以来、「安全衛生関係」(七一年)、「労働時間・休日・休暇」(七一年)「労働債権の履行確保関係」(七五年)、「女子関係」(七八年)、「労働契約・就業規則関係」(七九年)、賃金関係(七九年)——とすでに六つの報告書を取りまとめ労働大臣に提出している。

このたび再開された研究会では前述の三つのテーマについて研究・検討がおこなわれることとなるが、労使双方から現行労基法に関する改正要求や要望などがなされており、研究会の今後の作業の進み具合に関心がもたれる。

労働契約問題では、(1)契約の成立から終了までの契約に関する一般的問題、(2)契約をめぐる紛争の簡易迅速な解決手続のあり方、(3)使用者性・労働者性、(4)複雑な契約関係にある労働者及び労働者類似の就業者の保護、(5)パートタイマーの保護——が具体的な検討課題とされている。

労働時間については、(1)第三次産業労働者の増大、就業形態、雇用形態の複雑多様化などに伴う労働時間・休憩・休日・年次有給休暇に関する解釈運用上の問題、(2)マイクロエレクトロニクス化の進展に伴う労働時間管理に関する解釈運用上の問題——が検討の対象とされている。

さらに、賃金問題については、高齢化など社会・経済事情の変化に伴い、退職手当の年金化が普及しつつある動きにたいし、(1)退職手当(退職年金をふくむ)の法的性格、(2)退職手当の受給権の保護、(3)退職手当の保全措置のあり方——について検討される。

一九四七年に制定された労働基準法は、就業構造や形態の多様化、パートタイマーの増大、技術革新の進展、高齢化社会の到来など最近の社会経済情勢や就労実態の著しい変化に十分に対応し得ない状況になっていることは否定しえないところであるし、また国際的労働基準からみても労働時間や年次有給休暇など著しい立遅れが目立つ。研究会の今後の作業の進展状況によっては労働契約法など新たな立法措置が講じられる可能性も強く、研究会の検討結果が注目される。

【参考資料】(1)『国労法対時報』、(2)国労第四四回全国大会方針(案)、(3)総評第六六回大会各局報告 (4)「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」、(5)労使関係法研究会報告書に関する意見書、総評弁護団労働委員会部会〔八二・七〕

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
